

---

# 上里町情報化推進基本計画

## 基本方針

---

令和2年9月

上里町

# 目次

1. 計画の目的 .....	3
2. 計画の位置づけ .....	4
3. 計画の構成と期間.....	5
4. 基本的な考え方 .....	6
(1) 基本方針.....	6
(2) 実施計画（アクションプラン） .....	6
5. 推進体制 .....	8
6. 情報化を推進するうえのマインドセット .....	9
(1) Society 5.0.....	9
(2) SDGs .....	10
(3) 2040年問題 .....	11
7. 国・県の動向.....	12
(1) 国の動向.....	12
(2) 県の動向.....	14
8. 基本目標と情報化施策の方向性.....	15
基本目標 1. 情報化による行政サービスの向上.....	15
基本目標 2. 情報化による行政運営の効率化.....	16
基本目標 3. 情報化を適正に推進する管理体制等の確立 .....	16
基本目標 4. 情報化に対応する人材の育成 .....	17
基本目標 5. 情報化による地域社会の強靱化.....	17

## 1. 計画の目的

### 《情報化推進基本計画の目的》 強靱で持続可能な行政運営と地域社会の構築

官民データの適正かつ効果的な活用の推進を図るため、「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」が施行され、推進に関する基本計画として国は「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」を、埼玉県は「埼玉県 ICT 推進アクションプラン 2017-2019（平成 29 年（2019 年）3 月策定）」を策定しました。

令和元年 12 月には、行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）」（以下「デジタル手続法」）並びに「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」（以下「デジタル行政推進法」という。）が施行され、地方公共団体においては行政手続のオンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための「情報システム整備計画」を策定し、行政のデジタル化を推進することが求められることとなりました。

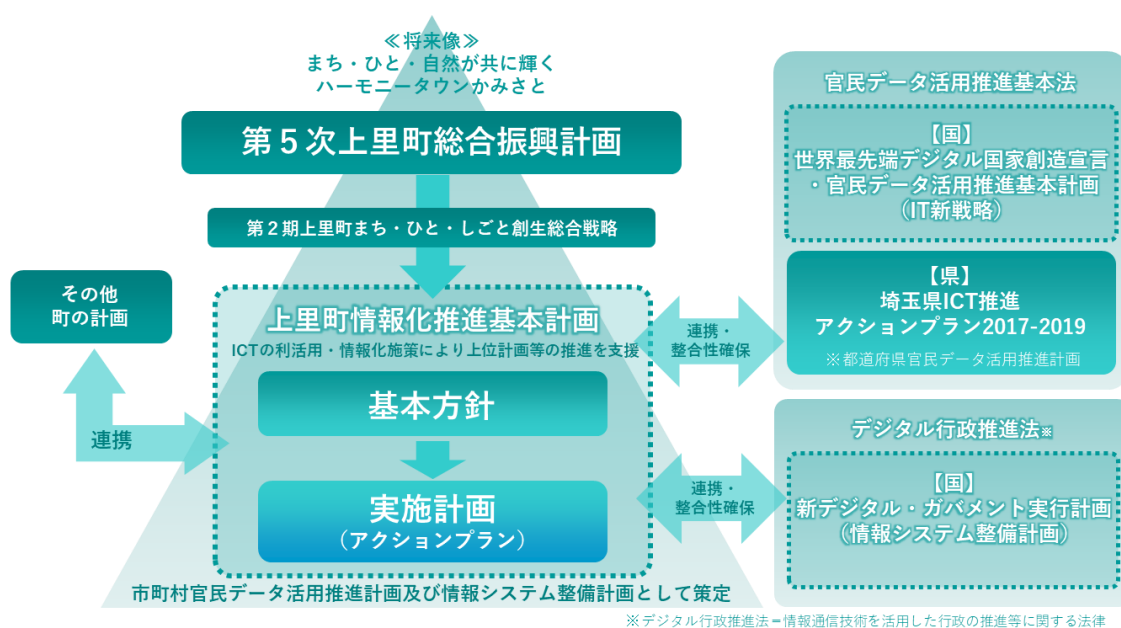
これらを受けて、本町においても官民データ<sup>\*1</sup>の活用を推進することにより、将来的な地域課題の解消や官民のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性の向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げることで、また、業務・システムの標準化やクラウド<sup>\*2</sup>利用の推進により、経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、本町が抱える諸問題の解消を図り、併せて ICT の積極的な活用によって、行政事務の簡素化・効率化、住民サービスの質的向上・利便性向上、企業・団体・住民等を含めた町全体の情報化への働きかけと支援などを行うことで、強靱で持続可能な行政運営と、ICT を最大限に活用した簡素にして効率的な社会システムを構築し、住民が安全で安心して暮らせ、真に豊かさを実感できる地域社会の構築を目指すことを目的として、「上里町情報化推進基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

---

<sup>1</sup> 官民データ：電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれのあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

<sup>2</sup> クラウド：クラウド・コンピューティング。ネットワーク（主にインターネット）を基本としたコンピュータ資源の利用形態。ソフトウェアやハードウェアの利用権などがネットワーク経由でユーザーにサービスとして提供されており、この時のコンピュータ資源をクラウドと呼ぶ。（PaaS、IaaS、SaaS、DaaS 等）

## 2. 計画の位置づけ



本計画は、「第5次上里町総合振興計画<sup>※3</sup>（平成29年（2017年）3月策定）」が目指している町の将来像「まち・ひと・自然が共に輝く “ハーモニータウン かみさと”」の実現に向け掲げた基本目標の一つである「情報基盤・発信力の強化」とその単位施策である「快適で安全な情報利用の推進」「情報発信の多元化と強化」「行政内部の情報化の推進」、並びに「第2期 上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年（2020年）3月策定）」において掲げた基本目標の一つである「時代の変化に対応し、安心してらせる地域をつくる」とその単位施策である「ICTを活用した住民サービスの向上と安全安心のまちづくり」について、基本的な考え方と情報化施策の方向性を示し、本町を取り巻く様々な環境と変化を踏まえ、総合的かつ計画的に本町の情報化を推進する計画として、前述の計画の下位計画として位置付けます。

なお、本計画は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項の規定に基づく、本町の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画である「市町村官民データ活用推進計画」及び、デジタル行政推進法第4条、第5条第1項並びに上里町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年条例第26号）第3条、第4条第1項に規定する「情報システム整備計画」としても位置づけるものとします。

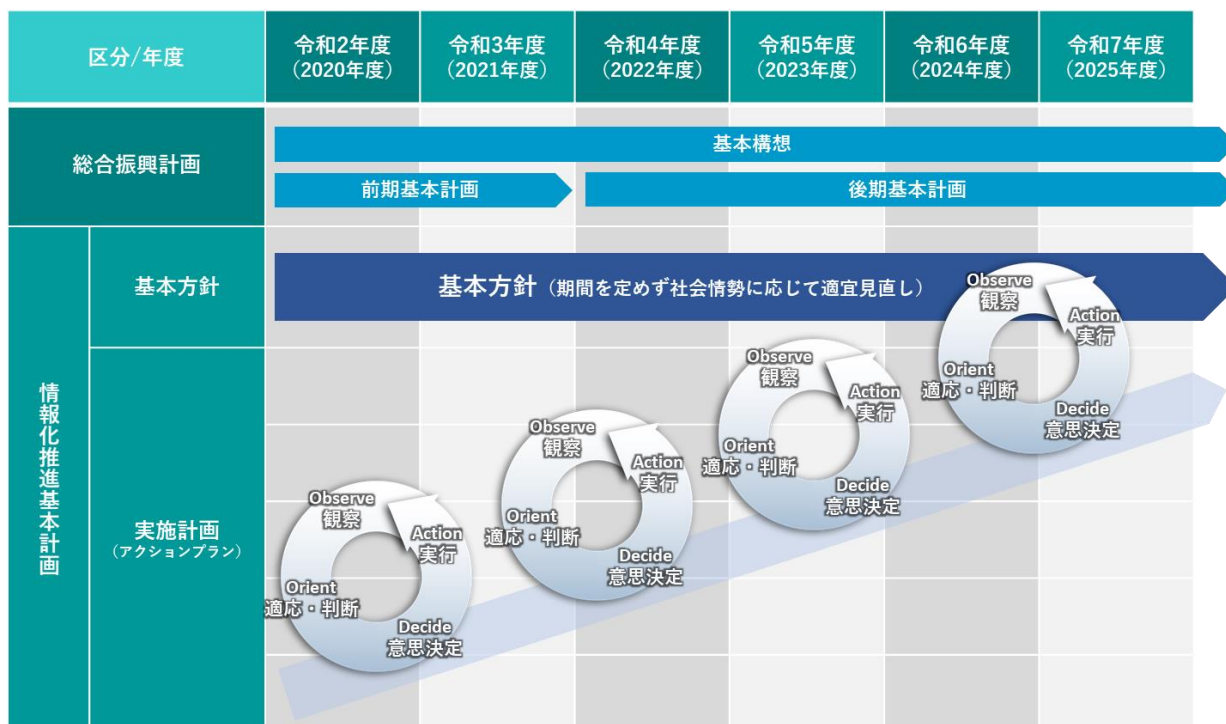
<sup>3</sup> 第5次上里町総合振興計画：上里町の将来像を定め、住民一人ひとりが力をあわせて新たな時代に挑んでいくためのまちづくりの指針として策定された、上里町の最上位計画。平成29年度（2017年度）3月策定。計画期間は平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間。

### 3. 計画の構成と期間

本計画は、本町の情報化の推進にあたっての基本的な考え方を示す「基本方針」と具体的な情報化施策を明らかにする「実施計画(アクションプラン)」から構成するものとします。

「基本方針」については、本計画の目的を達成するため、行政と地域の情報化の推進にあたっての基本的な考え方として、「行政情報化に関する基本方針」と「地域情報化に関する基本方針」をそれぞれ掲げるものとします。また、これらの「基本方針」に基づいて推進すべき5つの柱を「基本目標」として掲げるものとします。なお、「基本方針」並びに「基本目標」は特に期間を定めないものとし、社会の変化や地域の現状等に応じて適宜見直しを行なっていきます。

「実施計画(アクションプラン)」については、「基本方針」に掲げた基本目標の達成に向けて実施される具体的な情報化施策と、その実施時期・期間、期待される効果等を明らかにするものとして、本書(基本方針)とは別に定めるものとします。また「実施計画(アクションプラン)」は、急速に変化する情報社会に的確に対応することで、着実かつ実効性のある情報化施策の実施を図るため、5年間の事業計画をOODA ループ<sup>※4</sup>により毎年度更新しながら推進するものとします。



図：「情報化推進基本計画」の構成と期間

<sup>4</sup> OODA ループ：ウーダグループ。プロジェクトや計画等の進捗管理・品質確保を行う際意思決定や行動を決める手法(フレームワーク)の一つ。Observe(観察)、Orient(状況に対する適応・判断)、Decide(意思決定)、Action(行動)のサイクルを基本としつつも、状況に応じていつでもObserve(観察)に戻ることを前提とした手法。

## 4. 基本的な考え方

### (1) 基本方針

「行政情報化に関する基本方針」  
ICTによる住民サービスの向上と行政運営の効率化を目指す

「地域情報化に関する基本方針」  
全ての住民がICTの恩恵を享受する地域社会の構築を目指す

「基本方針」については、特に期間を定めないものとし、本計画の目的を達成するため、行政と地域の情報化の推進にあたっての基本的な考え方として、「行政情報化に関する基本方針」と「地域情報化に関する基本方針」をそれぞれ掲げます。

「行政情報化に関する基本方針」としては、住民ニーズにあったサービスの効率的・効果的な提供を実施するため、ICTにより住民サービスの向上と行政運営の効率化を目指します。

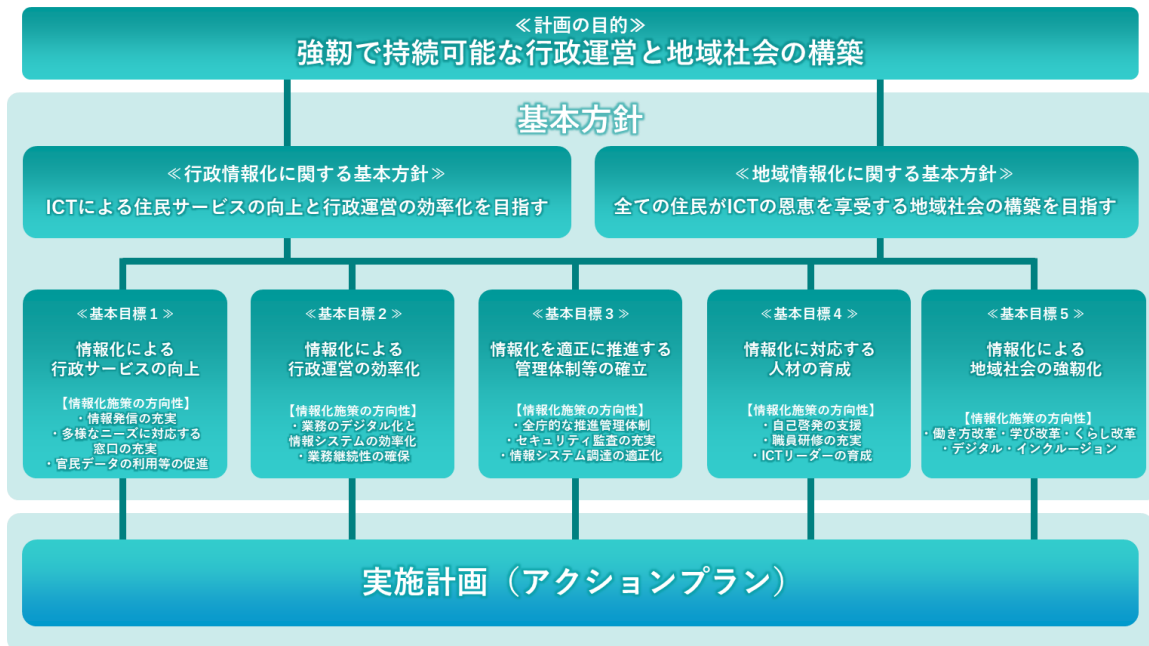
「地域情報化に関する基本方針」としては、強靱で持続可能な地域社会を構築するため、企業・団体・住民等を含めた町全体の情報化への働きかけと支援をすることで全ての住民がICTの恩恵を享受する地域社会の構築を目指します。

また、これらの「基本方針」に基づいて推進すべき5つの柱を「基本目標」として掲げるものとします。

### (2) 実施計画（アクションプラン）

「実施計画(アクションプラン)」については、「基本方針」に掲げた基本目標の達成に向けて実施される具体的な情報化施策と、その実施時期・期間、期待される効果等を明らかにするものとして、本書（基本方針）とは別に定めるものとします。また「実施計画(アクションプラン)」は、急速に変化する情報社会に的確に対応することで、着実かつ実効性のある情報化施策の実施を図るため、5年間の事業計画をOODAループにより毎年度更新しながら推進するものとします。

# 上里町情報化推進基本計画



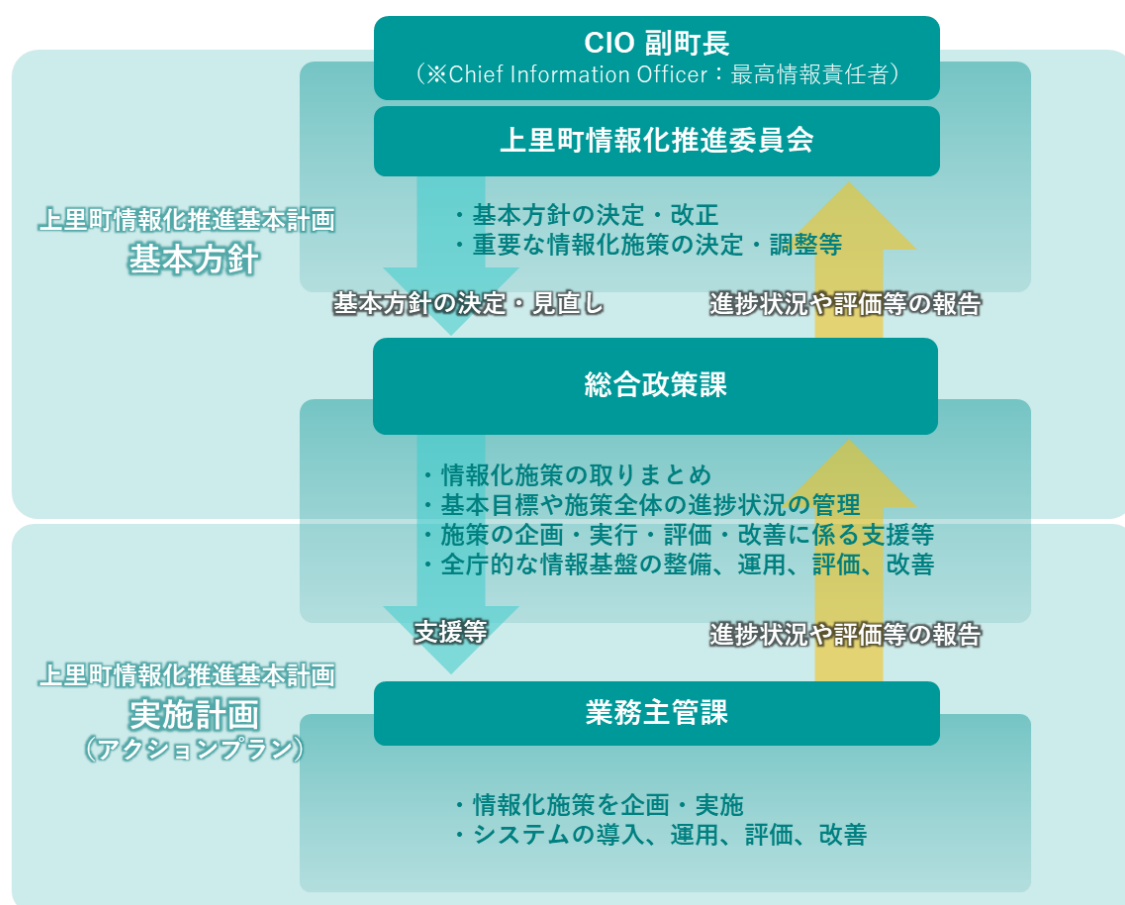
図：計画の構成と基本的な考え方

## 5. 推進体制

本計画における、基本方針の策定や改正及び特に重要な情報化施策の決定・調整等については、副町長を CIO<sup>※5</sup>（Chief Information Officer：最高情報責任者）とし、CIO を委員長とする上里町情報化推進委員会において実施するものとします。

本方針のもと、情報化を着実に推進するため、総合政策課は情報化施策の取りまとめや基本目標や施策全体の進捗状況の管理、施策の企画・実行・評価・改善に係る支援等を行います。また、全庁的な情報基盤の整備、運用、評価、改善を継続的に実施します。

情報化施策を企画・実施する業務主管課は、施策の企画立案からシステムの導入、運用、評価、改善までを主体的に実施するものとします。



図：推進体制

<sup>5</sup> CIO（Chief Information Officer：最高情報責任者）：組織・企業等において情報の取扱いや情報技術に関する最上位の責任者。経営戦略に沿った情報戦略や IT 投資計画の策定などに責任を持つ。最高経営責任者は組織・企業等の経営全体に対する責任を持つ一方で、CIO は経営戦略と協調して、デジタル戦略・IT 戦略を中心に立案し責任を持つ。



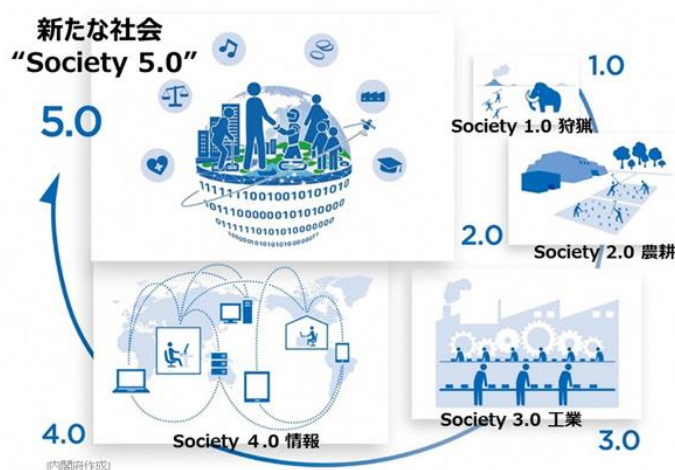
## 6. 情報化を推進するうえのマインドセット

### (1) Society 5.0

Society 5.0 とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会とされており、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものとして「第5期科学技術基本計画」において日本が目指すべき未来社会の姿として提唱されました。

これまでの情報社会（Society 4.0）では知識や情報が共有されず、分野の横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人が行う能力に限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障害などによる労働や行動範囲に制約がありました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対して様々な制約があり、十分に対応することが困難でした。

Society 5.0 で実現する社会は、IoT<sup>6</sup>で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。



(出典) 内閣府「第5期科学技術基本計画」より

<sup>6</sup> IoT：Internet of Things の略で、自動車、家電、ロボット、施設などのあらゆるモノがネットワークにつながり、情報をやり取りすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す概念のこと。

## (2) SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「地球上の誰一人として取り残さない」という誓いを合言葉に、2015年9月の国連サミットで採択された、17のゴールと169のターゲットからなる2030年までに達成すべき世界共通の国際目標です。

①経済成長、②社会的包摂、③環境保護といった要素を統合的に考えることによりグローバルスケールの課題解決を目指すものです。世界各国がSDGsを重要政策課題に位置づけており、日本政府も「経済・社会・環境」の三側面の統合的取組による相乗効果の創出と自律的好循環を生み出すSDGsの取組への参加を、企業・自治体等に強く要請しています。

日本経済団体連合会は、企業行動憲章を改定し、かねてより提唱していたSociety 5.0をSDGsの枠組みとの連携の下に実現することを明確にしました。また、世界最大の機関投資家であるGPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)は、国連が主導するPRI(責任投資原則)に署名し、SDGsの社会的課題にかかわる多様な取組を投資・金融を通じて支援することを表明しました。

このような企業・金融などの動向からも、SDGsは多様なステークホルダー<sup>※7</sup>と協働を生み出し、地方創生と強靱で環境に優しいまちづくりを同時に実現することができる取組であると言えます。

また、世界に先駆けて少子高齢化が加速する日本においては、高齢化に伴う介護・医療需要の増加、あらゆる産業や教育現場等における労働人口の不足といった課題をICTにより解決するという方針を掲げており、「課題先進国」として世界をけん引する重要な役割を担っています。

SDGsの実現に向けたICTの活用は必要不可欠だと言えるでしょう。



(出典) 国際連合総会「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」より

<sup>7</sup> ステークホルダー：Stakeholder。企業や団体等の利害と行動に直接的または間接的な利害関係を有する者。住民、職員、地域社会、行政機関、企業、従業員、株主、仕入先、得意先など、利害が相反しない関係者。

### (3) 2040年問題

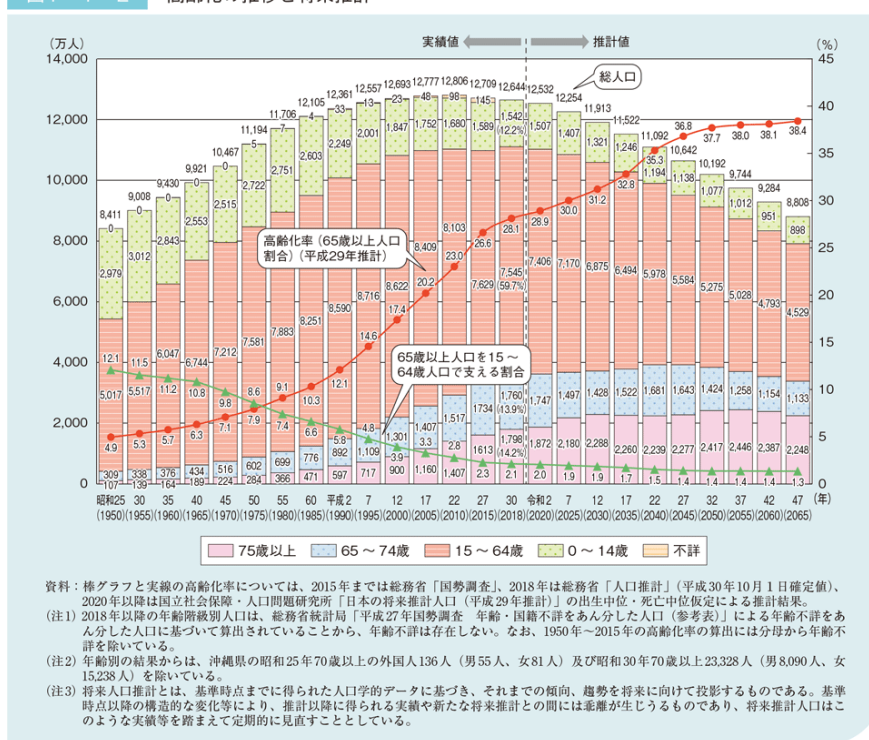
2040年問題とは、日本の高齢者人口（65歳以上）がピークになるとされる2040年に、これまでの少子高齢化問題とは次元の異なる様々な問題が起きると予想されている、日本の内政上の危機です。

団塊ジュニア世代（1971～74年生まれ）が高齢者となり、65歳以上が約4,000万人（高齢化率35.3%）に達する一方で、現役世代が約6,000万人にまで減少すると推定されており「1人の高齢者を1.5人の現役世代で支える」こととなります。これにより、高齢者を看護する医療・介護の働き手が不足するのではないかと懸念が出ています。

行政においても、経営資源が制約される中、法令に基づく公共サービスを的確に実施するためには、破壊的技術<sup>8</sup>を積極的に活用して、自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が欠かせないとされています。

行政内部（バックオフィス）においては、共通の情報システムを活用して低廉化を図る必要があるほか、行政と利用者とのインターフェイスについては一元化を優先する必要があるとされています。

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



(出典) 内閣府「令和元年版高齢社会白書」より

<sup>8</sup> 破壊的技術：Disruptive Technologies。AI やロボティクス、ブロックチェーンなど、これまでの既成技術とそれによって構築された既成の社会活動や構造・概念等を破壊して、これらを作り変えてしまうような革新的技術。

## 7. 国・県の動向

### (1) 国の動向

全ての国民が ICT 利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」を構築するため平成 28 年（2016 年）12 月に官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）が成立し、データ流通環境の整備や「行政手続・民間取引 IT 化にあたっての 3 原則」など、官民データの活用に資する各種施策の推進が政府の取組として義務付けられました。

平成 29 年（2017 年）5 月には、同法及び高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号）に基づく取組を具体化するものとして、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）が策定され、現時点では、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）と名称及び内容が変更されています。

他方で、官民データが安全に利活用できるよう、官民が連携してサイバーセキュリティ対策を強化することや、システムの企画・設計段階からセキュリティの確保を盛り込むとともに、セキュリティ事案等に備えた適切な体制の整備が必要とされています。

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、政府の行政サービスを起点として、紙中心のこれまでの行政の在り方等を含めた大改革を断行することで、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指しており、その重点分野の一つである「電子行政分野」における取組については、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）及び「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において具体的な計画が示されています。

令和元年（2019 年）5 月には、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 16 号）が公布され、これにより「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められ、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会を実現するための「デジタル化の基本原則」として「行政手続の原則オンライン化」が定められたほか、国及び地方公共団体にはデジタル化を実現するための「情報システム整備計画」の策定が義務付けられました。

## デジタル手続法の概要（令和元年12月施行）

デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

### ○行政手続オンライン化法の改正

#### デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

#### 行政手続のデジタル化のために必要な事項

##### 行政手続におけるデジタル技術の活用

###### 行政手続のオンライン原則

- ・ 国の行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン化実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- ・ **本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

###### 添付書類の省略

- ・ 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（令和2年度情報連携開始予定）や住民票の写しなどの本人確認書類等）

##### デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・ オンライン化、添付書類の省略、**情報システムの共有化、データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等**

##### デジタルデバイドの是正

- ・ デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

##### 民間手続におけるデジタル技術の活用の促進

- ・ 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・ 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、デジタル化を可能とする法制上の措置を実施

（出典）内閣官房 IT 総合戦略室「デジタル手続法の概要」（令和元年12月）より

## デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）の概要

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の恩恵を受け、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間を通じたデジタル・ガバメントを推進し、行政の在り方をはじめ社会全体をデジタル化

#### サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底による行政サービス改革

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドユーザーで考える等のサービス設計12箇条に基づく、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される**行政サービスの100%デジタル化の実現**
- ✓ 利用者の違いや現場の業務の「ばらつき」まで詳細に把握・分析する**業務改革（BPR）の徹底**、フロー図等の作成による**行政サービス全体のプロセスの可視化**

#### デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備

- ✓ 統一的な政府情報システムの将来的な在り方など**デジタル・ガバメント実現のためのグランドデザインの策定**（令和元年度末目標）
- ✓ 政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ✓ 政府情報システムの整備におけるクラウドサービスの利用の検討の徹底
- ✓ 行政のデジタル化における**情報セキュリティ対策・個人情報保護等の徹底**
- ✓ データ標準の普及など行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化

#### 政府CIOによる一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ 政府CIOの下、全ての政府情報システムについて、**予算要求前から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理を強化**
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等を図るため、**デジタルインフラに係る情報システム関係予算の一括要求・一括計上**（令和2年度予算案：府省共通34システム、約674億円を内閣官房IT室にて一括計上）
- ✓ 機動的かつ効率的、効果的なシステム整備のため、**契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行**（令和2年度）
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を**令和7年度までに3割削減を目指す**（令和2年度比）
- ✓ 政府における**セキュリティ・IT人材の確保・育成**

#### 行政手続のデジタル化、ワンストップサービス等の推進等

- ✓ デジタル手続法に基づき行政手続のオンライン化を進め、**国の手続件数の9割についてオンライン化を実現予定**。毎年度計画を改定し対象を拡大。
- ✓ **登記事項証明書（令和2年度以降）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携の仕組みを整備し、順次、各手続における添付書類の省略を実現**。
- ✓ 子育て、介護、引越し、死亡・相続及び企業が行う従業員の社会保険・税に関する手続についてワンストップサービスを推進
- ✓ 法人等に係る行政手続等の利便性向上のための法人デジタルプラットフォーム整備
- ✓ 安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤である**マイナンバーカードの普及とマイナンバー制度の利活用の促進等**

#### デジタルデバイド対策

- ✓ 行政のデジタル化に当たっては、**年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、全ての人々が不安なくデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備**

#### 広報等の実施

- ✓ 専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報の実施

#### 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ **マイナンバーの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進**
- ✓ 複数団体により共同でクラウド化を行う**自治体クラウドを推進**
- ✓ **業務プロセス・情報システムの標準化を推進**
- ✓ AIを活用するためのガイドブック作成等によりAI・RPA等による**業務効率化を推進**
- ✓ 本年度開催した「自治体ピッチ～Pitch to Local Governments～」の継続実施
- ✓ クラウドサービスの利用等の在り方を含めて、**新たな情報セキュリティ対策を検討**
- ✓ **オープンデータの推進による地域の課題の解決の促進**
- ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用促進等による**セキュリティ・IT人材の確保・育成**
- ✓ デジタル・ガバメント構築のための総合的な戦略として、**官民データ活用推進計画の策定を推進**

#### 民間手続におけるデジタル技術の活用促進

- ✓ **各府省における法令に基づく民間手続のオンライン化の検討状況のフォローアップ**

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

（出典）内閣官房 IT 総合戦略室「デジタル・ガバメント実行計画の概要」（令和元年12月）より

## (2) 県の動向

埼玉県では、「埼玉県 ICT 推進アクションプラン 2017-2019」(平成 29 年(2019 年)3 月策定)が策定され、埼玉県の IT 政策の基本的方向を示すとともに、計画期間で推進する関連施策を体系的に整理した総合的な行動計画を定めました。この計画は、「官民データ活用推進基本法」(平成 28 年法律第 103 号)第 9 条第 1 項の規定に基づく、埼玉県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画である「都道府県官民データ活用推進計画」として位置づけられています。

「利便性の高い県民サービスの提供」、「新たな事業展開への支援」、「効率的で効果的な行政運営」を柱に据えた計画とされています。

本町と関連のある施策又は取組としては、住民基本台帳ネットワークシステムによるデータ連携、社会保障・税番号制度における情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携、自治体情報セキュリティクラウドの導入によるインターネット利用におけるセキュリティ強化、クラウドコンピューティング技術を活用した埼玉縣市町村電子申請共同システムや埼玉県電子入札共同システムの共同運営、埼玉県オープンデータポータルサイトと活用した市町村保有データの登録、ポケットブックまいたまアプリの利用、健康マイレージ制度による健康増進のための共同事業などがあります。

本町では、必要に応じて埼玉県が策定する当該計画の施策との整合性の確保その他必要な措置を講じます。

埼玉県 ICT 推進アクションプラン2017-2019の概要



(出典) 埼玉県「埼玉県 ICT 推進アクションプラン 2017-2019」(平成 29 年 3 月)より

## 8. 基本目標と情報化施策の方向性

本計画の目的を達成するため、2つの「基本方針」を踏まえ、5つの「基本目標」を掲げます。また、「実施計画(アクションプラン)」に掲げる情報化施策を体系的に整理するため、各基本目標ごとに情報化施策の方向性を示すものとします。

### 基本目標1：情報化による行政サービスの向上

情報発信の充実、多様なニーズに対応する窓口の充実、官民データの利用促進等により、住民ニーズに合った効果的な行政サービスの提供を目指します。

〔情報化施策の方向性〕

#### 【情報発信の充実】

様々な情報発信基盤を活用した情報発信の多様化とコンテンツの充実を図るとともに、個々のニーズに応じた最適な情報発信を推進します。

#### 【多様なニーズに対応する窓口の充実】

マイナンバーカードの普及促進やマイナポータル等の利用促進・活用による行政手続のオンライン化を推進するとともに、諸証明書の交付、申請等の各種手続き・相談・問合せなど、「多様なニーズに対応する窓口」の充実と住民の利便性の向上を促進します。また、言語や年齢・障害等の理由によって不便することのない多様な窓口の整備を推進します。

#### 【官民データの利用等の促進】

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、本町が保有するデータのオープンデータ<sup>※9</sup>化を推進するとともに、地域課題の洗い出しや解決に向けてオープンデータ・ビッグデータ<sup>※10</sup>を有効的に活用し、EBPM<sup>※11</sup>（根拠データに基づく政策立案）による効果的な行政サービス等を推進します。

<sup>9</sup> オープンデータ：国・地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、営利・非営利問わず二次利用可能で、機械判読に適し、無償利用可能な形で公開されたデータ。

<sup>10</sup> ビッグデータ：様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータが集積された巨大なデータ群。技術の発達によって利用・分析が可能になり、統計情報や社会課題の解決に導く知見を得たり、新たに仕組みの創出やマーケティング等にも活用が可能とされている。

<sup>11</sup> EBPM：Evidence-based Policy Making。エビデンス（根拠データ）に基づく政策立案。

## 基本目標 2：情報化による行政運営の効率化

業務のデジタル化や情報システムの効率化等により、行政運営の効率化と業務継続性の向上を目指します。

〔情報化施策の方向性〕

### 【業務のデジタル化と情報システムの効率化】

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、あらゆる業務・事務処理等を総合的にデジタル化、業務の見直し（BPR<sup>※12</sup>）や情報システムの改革を推進します。情報システムのクラウド化や各種データの標準化を推進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時の業務継続性の確保を図ります。

### 【業務継続性の確保】

ICT-BCP<sup>※13</sup>の策定や CSIRT<sup>※14</sup>の設置等により有事の際も業務が継続できる体制を整えます。

## 基本目標 3：情報化を適正に推進する管理体制等の確立

全庁的な推進管理体制、セキュリティ監査の充実等により、組織内の適正な情報化推進を推進し、効果的かつ効率的な情報化施策の実現を目指します。

〔情報化施策の方向性〕

### 【全庁的な推進管理体制】

全庁的な推進管理体制により情報化を推進します。情報化施策や情報セキュリティに関し専門的な視点から助言を受けられる仕組みを整えます。

### 【セキュリティ監査の充実】

セキュリティ対策に関する監査を実施するとともに、情報セキュリティポリシー<sup>※15</sup>を

<sup>12</sup> BPR：Business Process Re-engineering。業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理体制、情報システムをデザインし直すこと。

<sup>13</sup> ICT-BCP：ICT-Business Continuity Plan の略。情報システムに関する業務継続計画のこと。災害・事故で被害を受けても重要業務（非常時優先業務）をなるべく中断させず、中断しても可能な限り早急に復旧させ「業務継続」を実現させるための計画のこと。

<sup>14</sup> CSIRT：Computer Security Incident Response Team の略。コンピュータやネットワーク上で何らかのインシデント（問題、事象、漏えい等）の発生を監視するとともに、インシデント発生時には、その原因解析や影響範囲の調査、再発防止策の立案等を行う組織のこと。

<sup>15</sup> 情報セキュリティポリシー：組織・企業などにおける情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。本町では、上里町情報セキュリティ基本方針に関する規則（平成 29 年規則第 6 号）及び上里町情報セキュリティ対策基準要綱を情報セキュリティポリシーと位置付けている。



適宜更新します。

#### 【情報システム調達の適正化】

情報システムの調達について基準を設けるなど全体最適化を図ります。

## 基本目標4：情報化に対応する人材の育成

情報化の推進には職員の意識改革と情報リテラシーの向上が望まれます。研修の充実や啓発活動等により各職員のICTに関するスキルアップを目指します。

〔情報化施策の方向性〕

#### 【自己啓発の支援】

情報関連図書・資料等の充実、グループウェア<sup>※16</sup>を活用した情報提供、情報化セミナー等の充実を図ります。

#### 【職員研修の充実】

全職員が個人の希望や能力に応じて受講できる研修環境の整備を図ります。

#### 【ICTリーダーの育成】

業務等においてICT活用を積極的に発案したり、他の職員にICTに関するアドバイスをするなど、組織の情報化等の推進役や相談役となる人材を育成し、組織全体のICTリテラシー<sup>※17</sup>を向上すると共に、意見交換や協働を通して効率的な情報化施策の推進を図ります。

## 基本目標5：情報化による地域社会の強靱化

人々の暮らしと行動が変化していく未来においても、感染症・災害等に適応し、仕事・学び・暮らしが継続可能で、地域社会が機能し、地域経済が成長し続けられる、弾力的で強靱なまちづくりと誰一人取り残すことなくデジタルの恩恵を享受できるインクルーシブな地域社会の実現を目指します。

〔情報化施策の方向性〕

#### 【働き方改革・学び改革・暮らし改革】

人々の暮らしと行動が変化していく未来においても、仕事・学び・暮らしが継続可能で、地域社会が機能し、地域経済が成長し続けられるまちづくりを、ICTにより推進します。企業・団体・住民等を含めた多様な関係者のICT導入や利活用の働きかけや支援を行い、感染症・災害等に適応できる弾力的で強靱な「デジタル地域社会」の構築を推進します。

<sup>16</sup> グループウェア：企業や組織の内部で、情報共有やコミュニケーションを目的としたアプリケーション。

<sup>17</sup> ICTリテラシー：ICTを正しく適切に利用・活用できる能力。

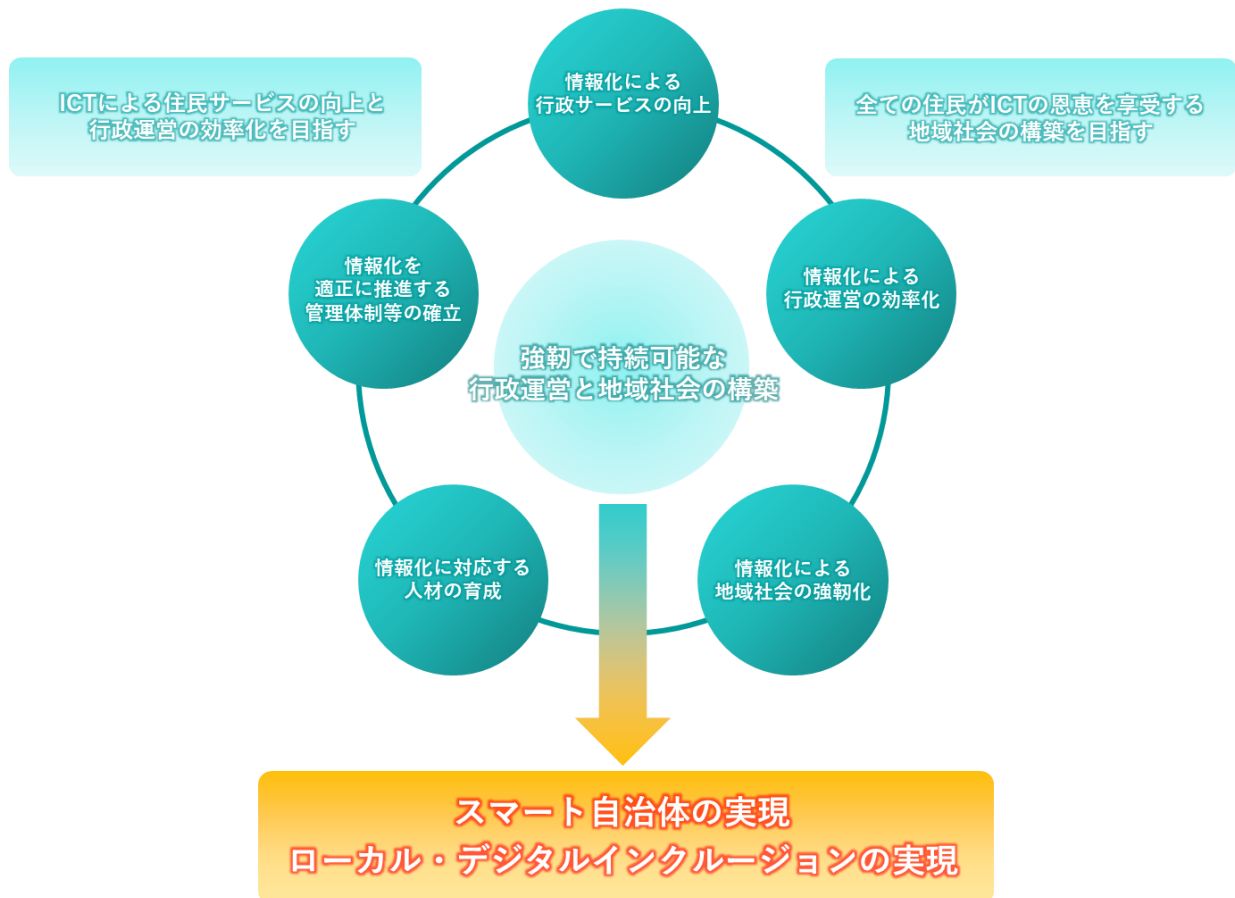
### 【デジタル・インクルージョン<sup>※18</sup>】

官民データを通じたサービス提供をすることにより、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図ります。全ての人々が ICT の恩恵を受けられることができ、むしろ、あらゆる格差と課題を ICT によって解消することでインクルーシブ（包摂的）な地域社会の構築を推進します。

---

<sup>18</sup> デジタル・インクルージョン：Digital Inclusion。デジタルテクノロジーが社会の隅々まで浸透し、データの安全と自由な活用が当たり前になる状態。デジタルテクノロジーによって社会的包摂が実現された状態のこと。

## 上里町のICT実装イメージ



### 『スマート自治体』

人口減少社会においても自治体が持続可能なカタチで行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して、職員は人でなければできない、思考的で価値のある業務に注力し、ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく事務処理を行える自治体（地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究科により定義）

### 『ローカル・デジタルインクルージョン』

デジタルテクノロジーが社会の隅々まで浸透し、データの安全と自由な活用が当たり前になる状態をデジタル・インクルージョンと言います。ICTによってあらゆる格差や地域課題を解決し、全ての住民がデジタルの恩恵を享受でき、住民一人ひとりが充実感と活力を感じながら暮らすことのできる地域社会が実現された状態を、本町ではローカル・デジタルインクルージョンと定義します。